



# ご説明資料

第2回 SIP包摂的コミュニティプラットフォームシンポジウム

2025年1月29日（水） 金融庁監督局総務課長 木村 隆

# 2024事務年度 金融行政方針（2024年8月公表・抜粋）

## I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

### 1. 資産運用立国に向けた着実な進展等

#### （2）金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保

家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備するため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（2023年11月成立）により、金融商品の組成・販売・管理等において金融事業者が顧客等の最善の利益を勘案すること等を義務付けたところ、このために必要な態勢が構築されているかモニタリングを行う。

## II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

### 1. 業態横断的な課題への対応

#### （5）利用者目線に立った金融サービスの普及

##### ② 顧客に寄り添った金融サービスの提供

高齢化をはじめとした我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、金融機関及び業界団体に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促す。

高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、認知判断能力が低下した顧客の取引を親族や高齢者等終身サポート事業者等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、さらなる取組を支援する。

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要 (2023年11月成立)

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者**に対して幅広く規定
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設  
〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、  
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等  
〔形態〕認可法人  
〔役員〕理事長(1人)、理事(3人以内)等  
〔ガバナンス〕運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督  
(参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

## 企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**(注2)  
(注1)府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る  
(注2)第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間**(注)を**5年間**(課徴金の除斥期間と同様)に**延長**  
(注)現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

### その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング**(注)等を行う**第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告**に関する規定を整備  
(注)インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約**(注)を**トークン(デジタル)**化する動きが見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**  
(注)出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

高齢者等終身サポート事業に関連する制度・事務に関する政府の取組について

## 1 ガイドライン策定と併せて関係省庁において行う事項

### (1) 金融機関での手続について

身寄りのない高齢者が今後増加していくと、親族以外の代理人が金融機関において高齢者本人に代わって各種手続を行うケースも増えていくことが見込まれる。親族以外の代理人による手続に既に対応している金融機関はあるものの、今後、高齢者等終身サポート事業者<sup>(注)</sup>が代理人として手続ができるよう、顧客利便の観点から金融機関に対して適切な対応を促していく。

同様の観点から親族がいる場合においても、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続関係書類も多く手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう金融機関に対して促していく。

(注) 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者。

## 7. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

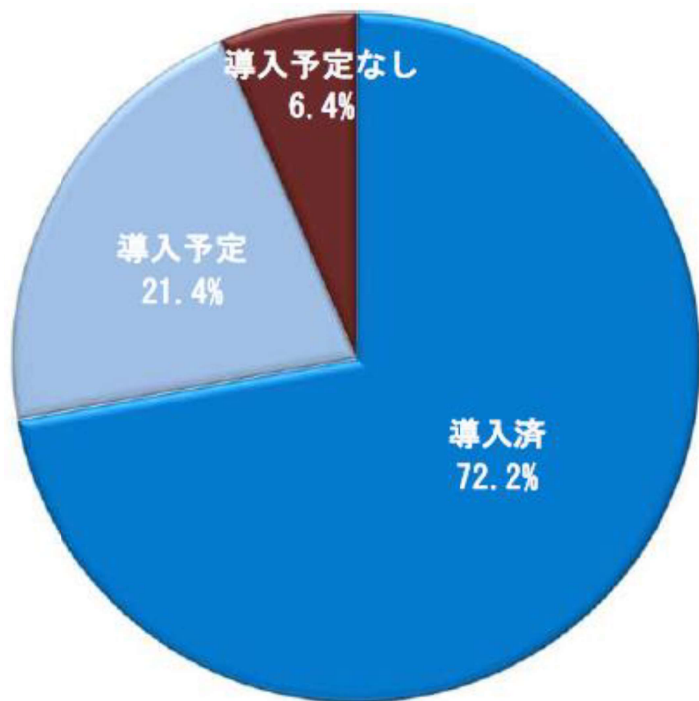
- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。
- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

（注）他業態においても、同様の対応を実施。

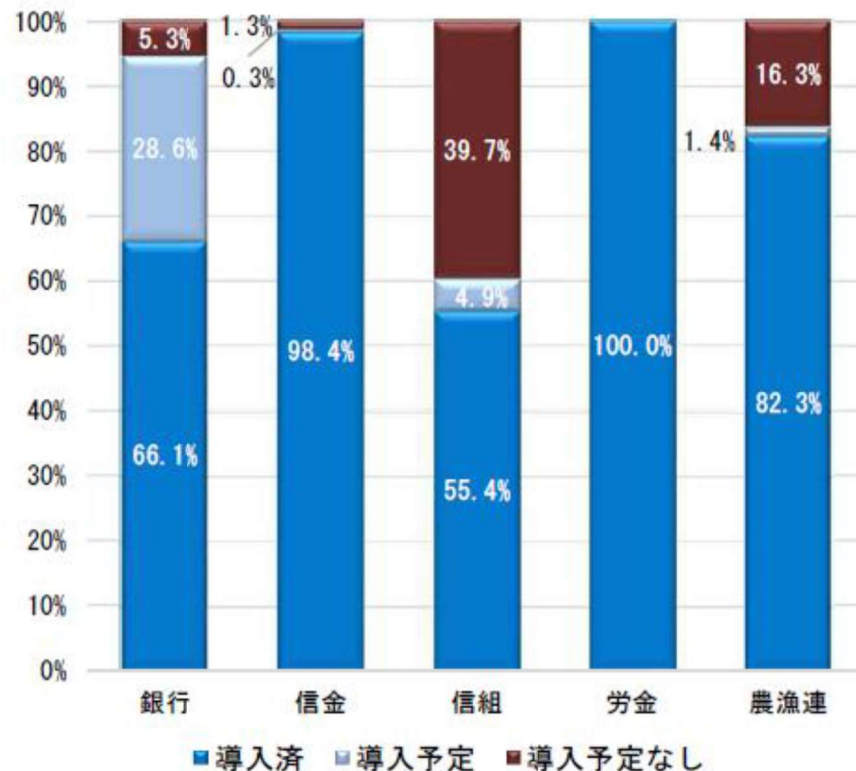
# 後見制度支援預貯金・後見制度支援 信託等導入状況（2024年12月公表）

- 2024年3月末時点における、支援預貯金又は支援信託の導入割合は個人預貯金残高ベースで約72%と、導入済の金融機関は引き続き増加（対前年+1.9%）。
- 業態別では導入状況に差がみられるものの、調査開始以降初めて、全ての業態で導入割合が50%超となった。

【図表1】 支援預貯金・支援信託の導入状況



【図表2】 業態別の導入状況



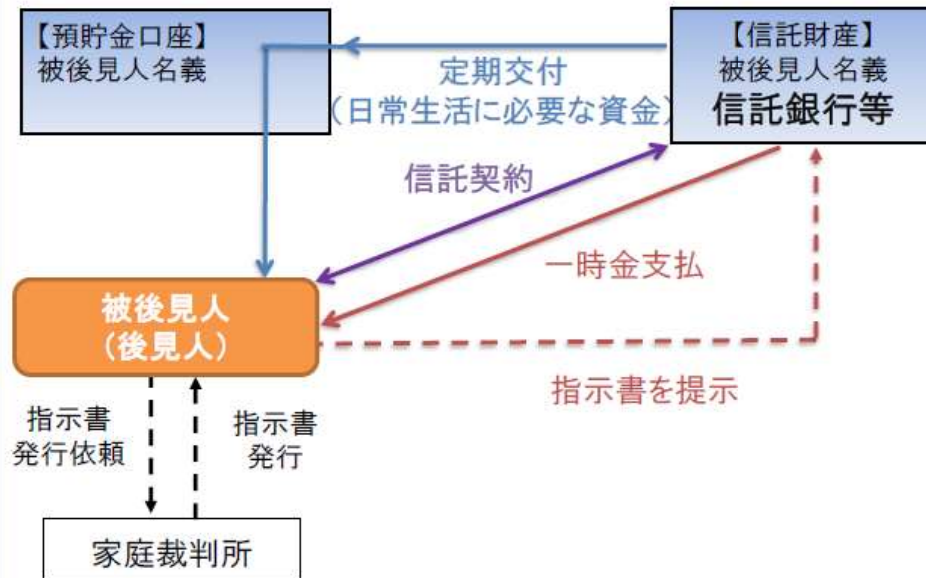
（注1）「導入予定なし」の理由として、「営業店や担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」や「顧客のニーズがないと考えている」を挙げている金融機関が多い。

（注2）図表1、2ともに個人預貯金残高ベースの割合。令和6年3月末時点。

# [参考] 支援信託及び支援預貯金のスキーム

## 後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
  - ・ 支援信託契約時
  - ・ 定期交付額の設定時
  - ・ 信託財産からの出金時 等



## 後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
  - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
  - ・ 定期送金額の設定時
  - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等

